

国際的なサステナビリティ開示 基準の開発貢献に向け、議論開始

— SSBJ設立準備委

去る2月3日、本年1月1日に設置されたSSBJ設立準備委員会は第1回会合を開催した。当準備委員会は、本年7月1日にサステナビリティ基準委員会(SSBJ)が設立されるまでの間、急速に進む国際的な議論に対応していく。

主な検討内容は次のとおり。
SSBJ設立準備委員会の国際的な意見発信に係る適正手続に関する内規

内規案は、ASBJの「国際的な意見発信に係る適正手続に関する内規」を参考・踏襲しており、規則に定めのないものについては委員会での承認を経て、準備委員長が定めるとした。内規案については、委員全員が賛成し、承認された。

サステナビリティ開示基準に関する動向

IFRS財団が昨年11月に公表した、技術的準備ワーキング・グループ(TRWG)によるプロトタイプの概要等が示され、本文書が公開草案のもとに

見が多く聞かれ、IFRS実務記述書1号「経営者による説明」

等でのアプローチとの差異分析を求める意見や、財務報告と非財務報告を同時に行う場合にそれぞれ別の時間軸が混在することによる懸念などの声があった。

なると仮定したうえで、今後の議論の方向性について意見が交わされた(プロトタイプの重要ポイントについては、2022年1月10日・20日合併号(No.1633)に掲載の岩崎・小林・黒崎稿「国際サステナビリティ基準のプロトタイプを読み解く」を参照されたい)。

委員からは、特に「重要性(materiality)」についての意

CO2トークン論点整理の文案、構成を見直し—ASBJ

去る2月8日、企業会計基準委員会は第473回企業会計基準委員会を開催した。

ST関係

電子記録移転有価証券表示権利(セキユリティ・トークン)以下、「ST」という)等の発行および保有に関する会計処理における実務対応報告書の審議が行われた。

ST等の保有者における発生および消滅の認識の時期に關して、第144回実務対応専門委員会(2022年2月20日号(No.1636)情報ダイジェスト参照)と同様に、売買契約を締結した時点からST等が移転した時点までの期間が短期間である場合に限り、「売買契約を締結した時点」において認識することとする案が示された。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
3月10日(木)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和4年2月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
3月15日(火)まで	② 個人の確定申告、納付、延納の届出(令和3年分) 所得税・贈与税・都道府県民税・市区町村民税・事業税(事業所税) ③ 国外財産(令和3年末5,000万円超)調書の提出	
3月31日(木)まで	④ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和4年1月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ⑤ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和3年12月期) 2カ月延長法人(令和3年11月期) ⑥ 消費税確定申告(1カ月ごと)(1月期) ⑦ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑧ 法人の中間申告(半期・7月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑨ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(1月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(4月、7月、10月期)	④～⑨ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑥、⑦ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

(付記) 新型コロナウイルス感染拡大により、申告が困難となった納税者のために、申告・納付期限の延長申請手続が国税庁から公表されている。
 上記①源泉所得税の納付および上記④法人の申告納付については、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載する簡易な手続が認められており、上記②個人の確定申告・納付については、令和4年4月15日(金)までの間、同様の簡易な方法により期限の延長が可能とされている(令和4年2月3日国税庁発表資料)。

委員からは、「金融商品会計基準の原則的な考え方に沿っているので賛成」との意見が聞かれた。

ICOトークン関係

「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の文

案が示され、審議が行われた。主要な論点に絞って、できるだけ多くの関係者から広く意見を募ることができるよう、次のように構成が見直された。

・主要な論点

- 【論点1】基準開発の必要性および緊急性、ならびにその困難さ
- 【論点2】ICOトークンの発行者における発行時の会計処理
- 【論点3】資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行および保有に関するその他の論点
- 【論点4】ST等の発行および保有に関する論点

金融資産の減損

第175回金融商品専門委員会（2022年2月10日号（No.

1635）情報ダイジェスト参照）に引き続き、基準開発の参考にするため、海外金融機関の開示例をもとに行った分析が検討された。

- (1) ECLモデル（IFRS基準）における相対的アプローチ・信用リスクの著しい増大（SICR）の評価

欧州の金融機関14行を対象とした調査で、すべての調査対象行で、全期間の債務不履行リスクにつき、定性的評価だけでなく、デフォルト確率の変化に基づく定量評価を用いている等の開示が行われていた。

委員の、「日本で馴染み深い債務者区分のような開示はあるか」との質問に、事務局から「社内格付けが下がった場合にSICRに該当する」とした開示もあった」との回答があった。

- (2) ECLモデルとCECLモデル（米国基準）における予想信用損失の測定

欧米金融機関21行を対象とした調査で、予想信用損失の引当てに関して『経営者による調整』が重要な要素として組み込まれている例がみられた。

委員からは「経営者の調整を担保するために開示は重要」との意見が聞かれた。

ポジティブ・メンタルヘルス

調子戻して、超幸せ

メンタルクリエイト
江口 毅

スランプの抜け出し方。友人との間で、このことが話題に上ることがあります。若い頃はただ目の前のことを懸命にこなすだけだったのが、経験を積んで自分の型を身につけて順風満帆な時期を経験すると、壁にぶつかるときがきます。それがスランプです。誰しもそついった経験をするから、その話題になることがあるのでしょつ。

自分の考えをノートに書いたりすることを指します。「聞く」とは、家族や友人の話の聞いたり、カウンセラーとして相談者の話を聞いたりすることを指します。「話す」とは、家族や友人と談笑したり、自分の考えを話したり、研修講師として話すことなどを指します。

この4つのバランスがとれていると、仕事も私生活も順調だと感じます。逆に、どれか一つでも欠けていたり、極端にどれかに偏っていたりするとき、どつも調子がイマイチだと感じます。自分のなかでどうも納得がいかないような不全感を覚えます。このような状態になったときは、よいイメージを自分のなかに取り込むようにしています。つまり、調子がよいときの自分は何に取り組んでいたのだろつつか、「読む」「書く」「聞く」「話す」のバランスをどのようにとっていたのだろつつかと思いつくようにします。そうすると、今の自分がやるべきことがわかり、素直にそれに取り組むと、だいたい調子は戻っていきます。

ときは、まず調子がよかつたときのことを思い出し、書き出してみてください。そのとき、どんな行動をとっていましたか。生活のなかで何を大切にしましたか。何と何のバランスを重視していましたか。調子がよかつたときの考えや行動を具体化していくと、自分のなかによりイメージを取り込むことができるのではないでしょつか。そのイメージどおりに素直に行動すれば、自ずと調子は戻ってくるでしょつ。

その話題のときに、運動部出身の人の何人かは、部活で経験したスランプの抜け出し方について話します。スランプを抜け出すことができる人は、自分の調子がよいときのことを思い出したこと、そのときの動画を見たりすること、よいイメージを自分のなかに取り込むことです。逆にスランプを抜け出せない人は、悪いところを直そうとしたり、フォームを変えようとしたりして、かえつて状況が悪化するでしょつ。

この話を聞いた後、筆者が調子がよいと感じるときはどついつとさだろつつかと考えました。その結果、「読む」「書く」「聞く」「話す」のバランスがとれているときだといつことがわかりました。「読む」とは、読書を指します。「書く」とは、このよつに原稿を書いたり、

「聞く」「話す」のバランスをどのようにとっていたのだろつつかと思いつくようにします。そうすると、今の自分がやるべきことがわかり、素直にそれに取り組むと、だいたい調子は戻っていきます。「コロナ禍でどつも調子がイマイチだといつ人がいると思います。が、無理やり何かを変えようとして、かえつて状況を悪化させてしまつていませんか。そのよつな

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年2月4日	「記述情報の開示の好事例集2021」の更新	金融庁	新たに「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」および「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)」の開示の好事例を追加するもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20220204.html	—
2022年2月4日	株主総会資料の電子提供制度に係る定款モデルの補足説明	全株懇	2021年10月22日に改正された株主総会資料の電子提供制度に係る定款モデルの定款変更議案の附則の記載例において、削除・新設となる定款規定を「現行定款」、「変更案」と表記することに違和感がある場合、別の表記やいづれの文言も入れない対応も考えられるとして、あらためて当該附則の記載例が示された。 http://www.kabukon.net/pic/study_2022_01.pdf	—

金融

ECB利上げの思惑

イギリスの中央銀行であるイングランド銀行は2月3日、政策金利を0・25%から0・50%に引き上げることを発表しました。イギリスの利上げは昨年12月16日に続いて2回目となり、この時点で新型コロナウイルス感染症拡大以降、G7を構成する日米欧のなかでは唯一、利上げを実施した中央銀行である。

利上げの理由は物価上昇率の上昇だ。イギリスも2%の物価上昇率目標を掲げていたが、実績値は昨年4月より上昇が加速し、5月に2・1%となりこの目標水準を超えた。その後も徐々に上昇を続け、11月、12月と続けて5%台となっている。

米連邦準備制度理事会（FRB）も利上げへの道を急いでいるが、日銀と欧州中央銀行（ECB）は利上げに対して消極的だった。ただ、ECBは今後、利上げに前向きな政策に転換する可能性も出てきた。ECBの政策判断の基礎となるユーロ圏消費者物価指数（HICP）では、過去の推移をみるとイギリス同様に昨年になって上昇し始

め、12月と1月が各々5・0%、5・1%と、やはりイギリスと同様に5%台で推移している。

ECBの12月時点での見通しでは、物価上昇率は年明け徐々に低下し、年末にかけて目標としている2%台に落ち着くことになっている。ただ1月のデータは高止まりしたままだったの

で、これまで年内の利上げに否定的だったラガルドECB総裁も「データ次第」、「大規模な引締めは必要ない」などと、微妙に言い方を変えてきている。さらにウクライナ情勢も、ユーロ圏の物価動向に大きな影響を与えると思われる。EU諸国が輸入している天然ガスの41・1%、石油の27%はロシア産なので、いったん紛争が激化すればユーロ圏の物価を押し上げることになる。

ECBは、パンデミック緊急購入プログラムが3月に終了した後、年内は徐々に通常の資産購入を縮小していく予定だ。利上げはそのプロセスが終了後となる旨を公表しているの

で、当面は米FRBのような縮小予定前倒しの可能性が焦点となる。

証券

ウクライナ情勢という地政学的リスクを考える

世界の株式市場は、今後も米FRBの金融政策への注視を続けていくほかはないが、加えて当面の地政学的リスクとして、ロシアの侵攻が懸念されるウクライナ情勢の展開が挙げられる。ウクライナは、イラン、ミャンマー、北朝鮮など他の地政学的リスクに比べ、経済的に大きな影響をもたらす可能性があると思われるからだ。

ロシアの要求する「ウクライナをNATO（北大西洋条約機構）に加盟させないこと」に対し、NATO諸国は応えようとしていない。そのため、ロシアは実力行使の姿勢を崩さないとされる。

ロシアはプーチン大統領という独裁的、強権的な指導者が率いる国家であり、大統領個人の判断、決断によって他国を侵攻する決定を行うことができる。その大統領はかねてからNATOがウクライナに軍事介入してくれば、対欧エネルギー戦略を発動する、つまり欧州向けロシア産ガス供給の削減を実施すると仄めかしてきた。

もし、それが実施されれば、

エネルギーの大消費地欧州の経済・社会的混乱、さらに世界の石油を含むエネルギー情勢の緊迫化を引起すことになるだろう。そうなれば、世界的なインフレの昂進・長期化となり、米経済を先頭に金利上昇の加速化、金融引締め強化、そして景気後退という現在想定されるワーストシナリオが実現してしまう。

ウクライナ・リスクの現実化を防ぐためには、現在の世界政治の状況からすると欧米主要国の指導者の賢明な判断、意思決定を期待するほかはない。

他方、日本の株式市場は、1月の世界的株価調整では主要各国と同じように乗り切ったが、その後の株価持直しのペース、勢いは弱いといわざるを得ない。オミクロン株の流行が欧米各国に比べ遅れて拡大に転じ、現在、過去最多の感染者数を記録しつつあり、経済・社会活動の規制緩和へ向かえないことが影響していると考えられる。また、現在、感染拡大が加速しつつある韓国も主要国より株価回復力が弱く、今後の動きが注目される。